

双葉町への 立入りのしおり

令和2年12月（第9版）

- P1 双葉町内立入り案内図
- P2 双葉町内立入り案内図
- P3 主要ゲート・スクリーニング場案内図
- P4 新設ゲート位置図
- P5 双葉町内で利用可能なトイレ（各種施設）について
- P6 双葉町内トイレ設置一覧
- P7 双葉町内への立入りにあたって
- P8 立入規制の緩和区域への立入り・留意点について
- P9 特別通過交通制度について
- P10 特別通過交通路線一覧
- P11 帰還困難区域への町民一時立入りについて
- P12 帰還困難区域への町民一時立入りについて
- P13 公益目的での一時立入りについて
- P14 帰還困難区域への公益目的の一時立入りに関する申請書《記入例》
- P15 双葉町民以外の方のお墓参りについて
- P16 双葉町内墓地経路図
- P17 双葉町内お墓参り専用通行証申請書《記入例》
- P18 連絡先一覧

双葉町内立入り案内図

町内スクリーニング場

- ④ 長塚越田スクリーニング場
(大字長塚字越田1-38)

有人ゲート

- ① 町道111号 山田富沢橋東ゲート(新設)
- ② 町道105号 郡山西原ゲート(新設)
- ③ 国道6号 高万迫交差点東ゲート
- ④ 国道6号 東北レミコン南交差点東ゲート
- ⑤ 町道101号 鴻草ゲート

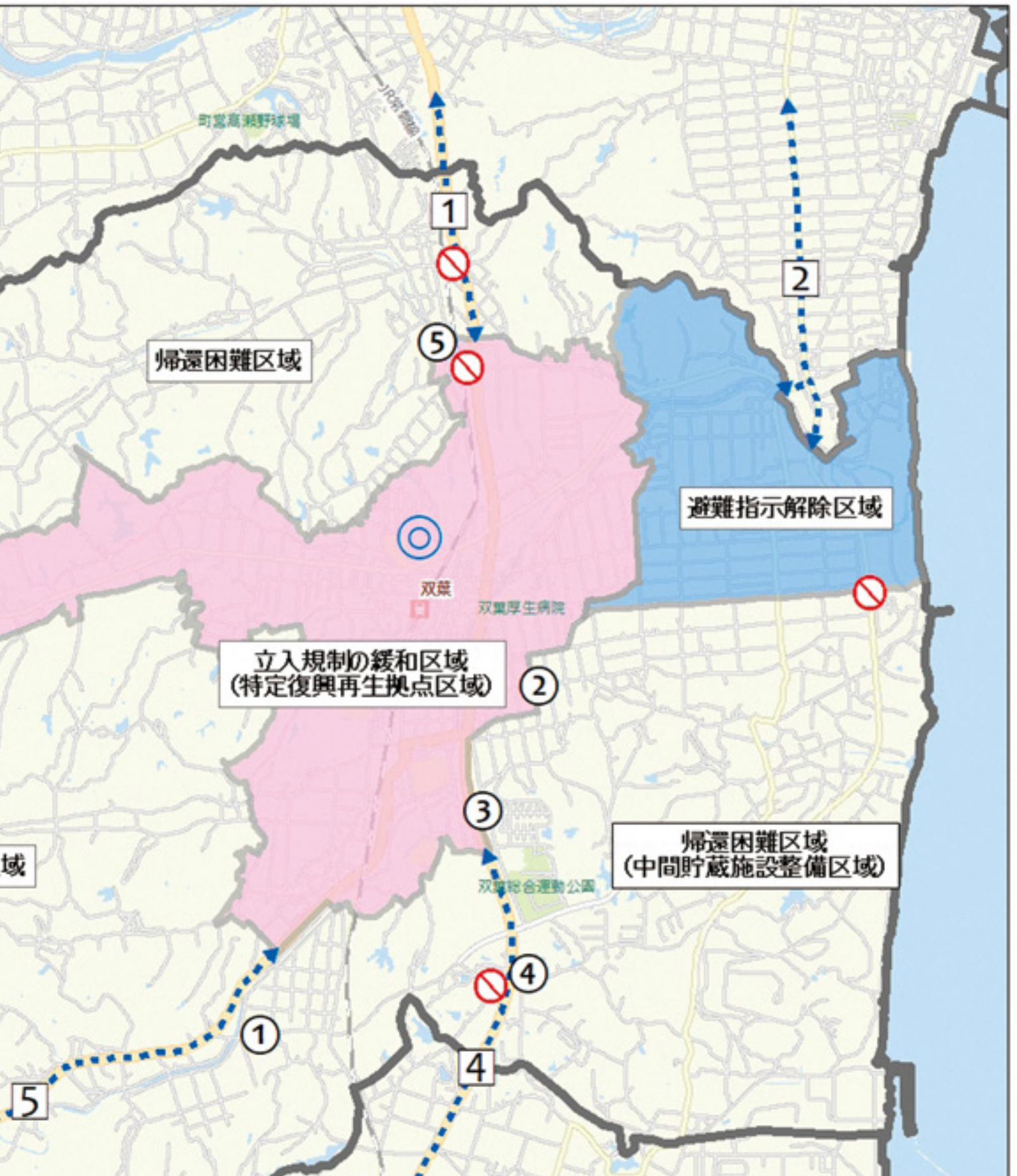
- ⊘ 締め切りゲート

町内立入ルート(通行証不要)

※②を除き、軽車両及び
徒歩での立入はできません。

- ① 国道6号北側
- ② 県道391号
- ③ 県道256号
- ④ 国道6号南側
- ⑤ 国道288号
- ⑥ 県道35号





※帰還困難区域と立入規制の緩和区域の境、国道6号、国道288号、
 県道35号及び県道256号には、無人バリケードが設置されております。

※JR常磐線、双葉駅周辺等の一部地域、避難指示解除区域へのアクセ
 ス道については、避難指示解除区域となりますが、地図上での色分け
 はしていません。

主要ゲート・スクリーニング場案内図



新設ゲート位置図

郡山西原ゲート



山田富沢橋東ゲート



双葉町内で利用可能なトイレ(各種施設)について

◎ 町内設置トイレ

双葉町内に13ヵ所設置してありますのでご利用ください。

設置場所につきましては右ページ【双葉町内トイレ設置一覧】をご確認ください。なお、立入りなどで出たゴミは各自お持ち帰りください。

⑧ 双葉町コミュニティーセンター連絡所

連絡所内の休憩スペースを開放しておりますので、一時立入りの際はご利用ください。なお、車で来所される方は連絡所の南側にある公営無料駐車場をご利用ください。

※ 入館される際にはタイベックスーツ、靴カバーを脱ぎ、備え付けのスリッパに履き替えてお入りください。使用済みタイベックスーツ等はスクリーニング場で回収しています。

- **利用可能時間**

9:00～16:00まで

- **利用可能な設備等**

1階多目的スペース（休憩所）

トイレ及び多目的トイレ（※時間外利用可能な外トイレもあります）

AED（自動体外式除細動器）

⑪ 双葉町産業交流センター

双葉町中野地区において双葉町産業交流センター(略称エフ・ビック)が開所しました。町内立入り時の休憩など、お気軽にお立ち寄りください。

- **利用可能時間**

9:00～18:00まで

- **休館日**

年末年始(12月29日～1月3日)

- **主な施設**

貸会議室(大・中・小各1室)

レストラン・フードコート・物販店

⑫ 休憩施設「双葉町ふれあい広場」

前田建設工業株式会社様のご厚意により、事業所の一角を休憩施設「双葉町ふれあい広場」として開放されておりますのでご利用ください。

- **利用可能時間**

9:00～16:30まで

※ 年末年始の長期休暇等を除く全日（土日・祝日もご利用いただけます）

- **利用可能な設備等**

休憩室（20名程度着席可能）

自動販売機・ウォーターサーバー

トイレ及び多目的トイレ

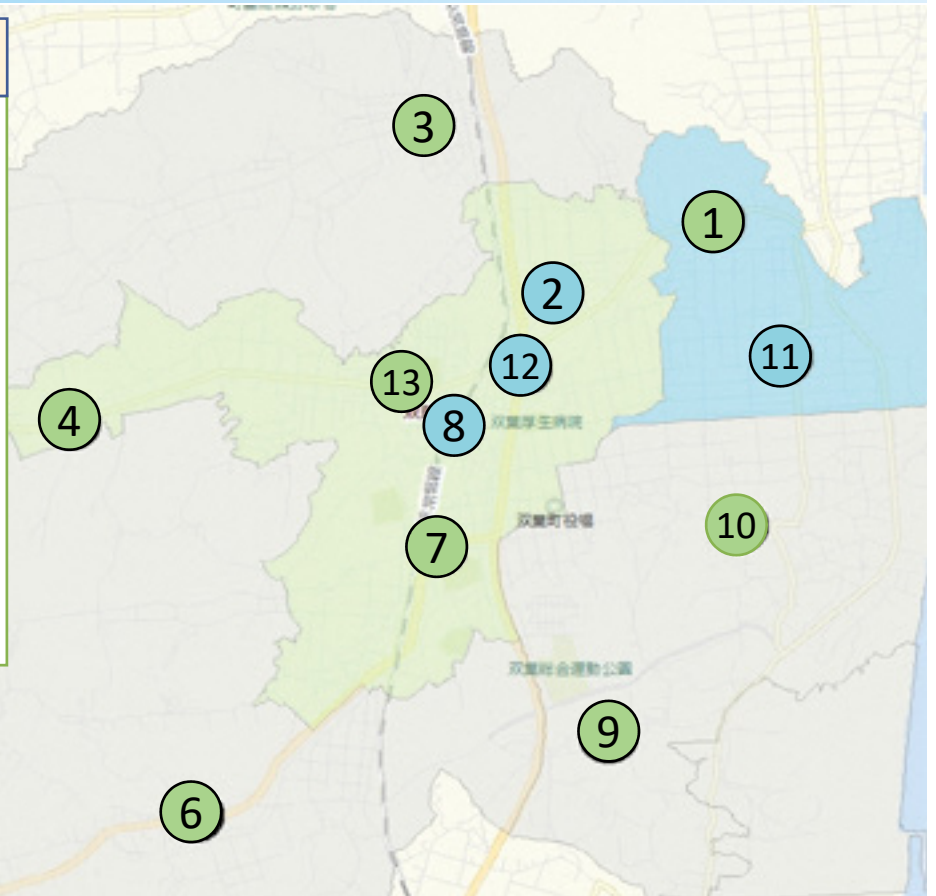
ドローンによる町内空撮映像

双葉町再現模型

双葉町内トイレ設置一覧

町内トイレ設置箇所名称

- ①両竹公民館
- ②寺内前霊園
- ③北部コミュニティーセンター
- ④上羽鳥消防屯所
- ⑤石熊公民館
- ⑥山田農村広場
- ⑦広町駐車場
- ⑧双葉町コミュニティーセンター連絡所
- ⑨細谷公民館
- ⑩郡山公民館
- ⑪双葉町産業交流センター
- ⑫双葉町ふれあい広場
(前田建設工業株式会社様事務所内)
- ⑬長塚越田スクリーニング場



①両竹公民館



②寺内前霊園



③北部コミュニティーセンター



④上羽鳥消防屯所



⑤石熊公民館



⑥山田農村広場



⑦広町駐車場



⑧双葉町コミュニティーセンター連絡所
※外トイレも利用可能



⑨細谷公民館



⑩郡山公民館



⑪双葉町産業交流センター



⑫双葉町ふれあい広場
(前田建設工業株式会社様事務所内)



⑬長塚越田スクリーニング場



● 仮設トイレ ● 水洗トイレ

※ 工事・メンテナンス等で使用できない場合があります。
仮設トイレにはトイレットペーパーがない場合もありますので、ご自身で用意してください。

双葉町内への立入りにあたって

双葉町は、避難指示解除区域・立入規制の緩和区域（特定復興再生拠点）・帰還困難区域の3区域に分かれております。立入規制の緩和区域・帰還困難区域への立入りの際の安全・安心確保のため、以下の点にご留意ください。

1. 放射性物質による放射線は、体で感じるできません。放射線量が周辺に比べ高くなる地点（ホットスポット）があります。放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在しますので、十分ご注意ください。
2. 緊急時に連絡がとれるよう、携帯電話・スマートフォンをお持ちになって立入りしてください。
3. 立入り時には一時立入車両通行証（以下「通行証」と言います。）と身分証明証（運転免許証など）を携行してください。ゲートでの通行確認時に必要となります。
4. 帰還困難区域への立入りに当たっては、原子力規制委員会の助言を踏まえ、個人線量計を着用するとともにお帰りの際はスクリーニング場へ線量計等の資機材を忘れずに返却してください。
5. スクリーニング場の受付及び帰還困難区域への立入り可能な時間は9:00からとなっております。また、退出時間は16:00となっておりますので、時間内に必ず立入り作業を終了していただきスクリーニング場までお戻りください。
6. 道路・信号の復旧状況は地域によって異なります。車を運転される際には十分にお気を付けください。
7. 貴重品などの大切なものを自宅や事業所内に残さないようにするとともに、戸締りをしっかりと行ってください。なお、ご自宅等への不法侵入や盗難などが確認されたときは、警察へ届け出てください。
【届出先：双葉警察署浪江分庁舎 電話番号0240-34-2141】
8. 帰還困難区域（立入規制の緩和区域を含む）内に、以前より保管されていた飲食物は、区域からの持出しを含めて飲食しないようお願いいたします。
9. 帰還困難区域（立入規制の緩和区域含む）内から持ち出せるものは、表面汚染密度が13,000cpm未満のもののみとなりますので、必ずスクリーニングを受けてください。
10. 帰還困難区域（立入規制の緩和区域を含む）内での宿泊はできません。また、長時間の滞在はご遠慮ください。
11. 町内での火気の使用は控えていただき、やむをえず火を取り扱う場合は必ず消火したことを確認してからお帰りください。
12. 感電の恐れがありますので、切れた電線に近づいたり、触れたりしないでください。
13. 路上などに放置されているLPガスボンベなどの高圧ガスボンベを発見した場合には、ガス漏れなどの恐れがあり危険ですので、できるだけ近寄ったり、触れたりせず、LPガス販売店または福島県一般高圧ガス協会(電話番号024-942-8731)に連絡願います。

立入規制の緩和区域への立入り・留意点について

◎立入規制の緩和区域への立入りについて

立入規制の緩和区域・避難指示解除区域は、通行証を所持、確認を要することなく立入りが可能です。

国道6号等の主要道路においては、特別通過交通制度が適用されており、通行証を所持、確認を要することなく通行が可能です。

立入規制の緩和区域への主な立入りルートについては次の通りとなります。

※1～2ページ「双葉町内立入り案内図」と合わせてご参照ください。

- ① 国道6号北側（浪江町側）からの入域
- ② 県道391号北側(避難指示解除区域)からの入域
- ③ 県道256号からの入域
- ④ 国道6号南側（大熊町側）からの入域
- ⑤ 国道288号からの入域
(令和2年12月10日から特別通過交通制度が適用されました。)
- ⑥ 県道35号から③・⑤を通じた入域

◎立入規制の緩和区域への立入り時の留意点について

- 当該区域では、通行証を所持、確認を要することなく立入ることが可能ですが、未除染区域もあることから、不要な被ばくを防ぐために、不要不急の立入りは控え、長時間の滞在はご遠慮ください。また、この区域内での宿泊はできません。
- 高頻度で立入りをされる方は個人積算線量計の携帯をお願いします。線量計の貸出をご希望される方は、双葉町コミュニティーセンター連絡所または長塚越田スクリーニング場で、9:00～15:00まで受付けておりますのでお立ち寄りください。
- この区域内の道路を歩いたり、清掃済みの自宅内で過ごす場合は、通常の服装でも可能ですが、長期間立入りしていなかった未除染の家屋内での作業や、未除染区域での除草、清掃にあたっては、放射性物質が皮膚に付着したり吸い込んだりする可能性があるため、長袖長ズボン、マスクの着用をお願いします。
- この区域から退域する際のスクリーニング場への立ち寄りとは原則として不要ですが、持ち出し物品がある場合は、必ず最寄りのスクリーニング場で持ち出し物品のスクリーニングを行ってください。
(表面汚染密度が13,000cpm以上の物品の持ち出しはできません)

特別通過交通制度について

◎特別通過交通制度とは

特別通過交通制度とは、被災地域の復旧・復興を図るため、帰還困難区域の主要道路を通行証を所持、確認を要することなく通過可能とする制度です。

令和2年12月10日から国道288号に特別通過交通制度が適用されました。これにより、立入規制の緩和区域へ繋がる主要道路は、特別通過交通制度が適用となり、通行証を所持、確認を要することなく立入りができるようになりました。

◎特別通過交通制度を利用するにあたっての注意事項

特別通過交通路線を通過するにあたって、下記事項について注意していただくようお願いいたします。

- ・特別通過交通路線では、引き続き復旧工事を行っている箇所もあることや、イノシシ等の野生動物が道路を急に横断することがありますので、十分に注意して通行してください。
- ・特別通過交通制度で通行可能な路線はあくまで通過を目的としたものです。車両の駐停車は禁止区域となっておりますので速やかに通行してください。
- ・新たに特別通過交通制度が適用された国道288号沿線へ立入される方につきましては、立入申請時に、バリケードの開閉項目が追加されました。沿線の住民の方へご案内している立入り方法について、再度確認のうえ町内の立入りをお願いします。
- ・特別通過交通制度が適用となった道路であっても、町外では車種により通行が不可能な路線が存在しますのでご注意ください。なお、軽車両（自転車・荷車等）及び徒歩での通行は特別通過交通路線全線不可となっております。右図「特別通過交通路線一覧」をあわせてご確認ください。

◎自動二輪・原動機付自転車及び軽車両・徒歩の通行が不可能な特別通過交通路線

- ・双葉町
 - ⑪町道双葉インター線 県道256号～常磐自動車道までの区間
(中型以上の自動二輪車は可)
- ・浪江町
 - ④国道114号 県道34号～旧津島ゲートまでの区間
- ・大熊町
 - ⑤国道288号 旧山神ゲート～中屋敷ゲートまでの区間
 - ⑧県道252号 大熊町道東15号～国道6号までの区間
 - ⑫大熊町道東15号外4路線 国道6号～県道35号までの区間
 - ⑬大熊町道東19号 県道252号～大野駅東口入口までの区間
 - ⑭大熊町道西49号外1路線 大熊町道西20号～大熊町道西9号までの区間

特別通過交通路線一覧



No	対象ルート	地点	自動二輪 (中型以上)	小型自動二輪 原動機付自転車	軽車両 (自転車等) 歩行者
①	常磐自動車道	帰還困難区域を通過する区間	○	×	×
②	国道6号 国道6号～県道36号	双葉・浪江町境～旧富岡消防署前 双葉・浪江町境～旧大菅ゲート ※双葉町立入規制の緩和区域内の区間除く	○	○	×
③	国道114号	県道34号～旧室原ゲート	○	○	×
④	国道114号	県道34号～旧津島ゲート	×	×	×
⑤	国道288号	旧山神ゲート～中屋敷ゲート	×	×	×
⑥	国道288号 (県道35号重用区間含む)	旧山神ゲート～双葉町立入規制の緩和区域境	○	○	×
⑦	県道35号(国道288号重用区間含む)	国道114号～大熊町立入規制の緩和区域境	○	○	×
⑧	県道252号	大熊町道東15号～国道6号	×	×	×
⑨	県道253号	県道35号～酒井地区の帰還困難区域境	○	○	×
⑩	県道256号	県道253号～双葉町立入規制の緩和区域境	○	○	×
⑪	町道双葉インター線 (常磐双葉IC)	県道256号～常磐自動車道	○	×	×
⑫	大熊町道東15号外4路線	国道6号～県道35号	×	×	×
⑬	大熊町道東19号	県道252号～大野駅東口入口	×	×	×
⑭	大熊町道西49号外1路線	大熊町道西20号～大熊町道西9号	×	×	×

帰還困難区域への町民一時立入りについて

立入規制の緩和区域と帰還困難区域及び県道35号・県道256号に加え国道288号の沿線には、バリケード等が設置され、帰還困難区域への立入り方法が通行確認ゲート(有人ゲート)からの入退域と、無人バリケードからの入退域(防犯上、入退域できるバリケードは限定されます。)の2つに区分されます。

国道288号の特別通過交通制度の適用に伴い、山田ゲート・前田坂下ゲートが撤去され、新たに郡山西原ゲート・山田富沢橋東ゲートが設置されました。双葉町内に設置されている有人ゲートは、鴻草ゲート・高万迫交差点東ゲート・東北レミコン南交差点東ゲートに加え、郡山西原ゲート・山田富沢橋東ゲートの5か所となります。

◎町民一時立入りについて

【一時立入りに関するお知らせ】が上半期と下半期の年2回、世帯代表者へコールセンターより送付されます。(右図参照)

右図下段の赤枠の箇所が立入り時の**問い合わせ番号**となります。コールセンターへご連絡時に**問い合わせ番号**をお伝えいただくと手続きがスムーズに進みます。なお、「一時立入りに関するお知らせ」には立入り実施スケジュールなどが掲載されていますので、内容を今一度ご確認ください。

◎コールセンターでの立入り申し込み

立入り希望日前日までの受付時間内(平日8:00~20:00、土日・祝日8:00~17:00)に**コールセンター(0120-220-788)**へ連絡し、下記の【必要事項】をお伝えください。

【必要事項】

問い合わせ番号・世帯代表者名・立入り人数・双葉町の住所・立入り希望日・立入り先・車両情報(メーカー・車種・色・ナンバー)・行き帰りのスクリーニング場

注)マイカー立入りの場合、通行証の事前送付はありません。お申込みいただいたスクリーニング場で通行証が交付されます。

【マイカー・バス共通】

令和2年度下半期
(令和2年10月~令和3年3月)
一時立入りに関するお知らせ

(1) マイカーを利用した帰還困難区域への立入り、バスを利用した立入りには、申し込みが必要です。

【一時立入り受付コールセンター】
➤ 電話番号: **0120-220-788 (フリーダイヤル)**
(受付は平日のみに受付可です)
➤ 受付時間: 平日8:00~20:00、土日・祝日8:00~17:00

(2) マイカーを利用した立入りでは、津島活性化センター、加倉、長原田日、大野、高津戸及び電着・波島のみスクリーニング場で当日受付が可能です。受付日・時間などの注意事項(P8)について確認の上お申し込みください。

(※1) 申し込みの方法・種別、スケジュールなどの詳細につきましては、各町民センター(TEL:0242-220-788)へお問い合わせください。

(※2) 緊急状況により、やむを得ず一時立入り停止することがあります。

(※3) 立入規制緩和区域のみ立入りに関しては、特別の申し込みは必要ありません。

申し込み後及び立入り時には各自持ち合わせの番号を記載していただき手続がスムーズに進みます。
問い合わせ番号は各世帯固有の番号となります。

問い合わせ番号 **70000000**

帰還困難区域への町民一時立入りについて

◎無人バリケードを通過しての立入りの場合

申し込み方法は従来通りの通行確認ゲート(有人ゲート)からの立入りと同様、コールセンターへお申し込みいただきますが、無人バリケードを通過しての立入りの場合、無人バリケードを使用して立入ることをお伝えいただきますと、オペレーターがバリケードの場所、立入り予定時刻・退出時刻等を追加でお伺いします。立入り当日、バリケード開閉スタッフがお伺いした立入り予定時刻に、お申込みいただいた無人バリケード前で、通行証などを確認し開錠後に立入りとなります。

なお、町からお送りしました【特別通過交通制度の適用に伴う立入手続きについて】をご確認いただけますと、スムーズな申し込みが可能となりますので今一度ご確認くださいようお願いします。

◎駅送迎バスによる立入りについて

駅送迎バス立入りとは、駅送迎バス立入り実施日に限り、JR常磐線双葉駅等から小型車両(最大9人まで)に乗り、1世帯毎に運転手をつけての町内への立入りが可能な制度です。

○注意事項

- ・ 9:00～15:00の間の最大2時間まで
- ・ 受付は、1日あたり最大4世帯までとなります。
- ・ 実施日につきましては、【一時立入りに関するお知らせ】駅送迎バス立入り実施スケジュールをご確認ください。

◎バスによる立入りについて

バス立入りとは、バス立入り実施日の1か月前までにコールセンターへ申し込みいただき、送迎バス等でスクリーニング場まで向かい、マイクロバス等へ乗り換えて町内への立入りが可能な制度です。

○注意事項

- ・ 令和3年3月5日(金)、6日(土)のバス立入り申し込み締切日は令和3年2月4日(木)となります。
- ・ 一度のバス立入りで申込み可能な人数は最大3名までです。
- ・ バスの乗降やトイレに介助が必要な場合は、必ず介助者と一緒に立入りをしてください。
- ・ 立入規制の緩和区域や避難指示解除区域へのバス立入りも申し込みができます。
- ・ 当日早朝までに立入りができなくなった場合は「従来型バスによる一時立入りについて(お知らせ)」に記載の連絡先まで必ず連絡をしてください。

公益目的での一時立入りについて

令和2年12月10日から、国道288号が特別通過交通制度の適用となったことから、郡山市方面から立入規制の緩和区域へ自由にアクセスができるようになり、立入規制の緩和区域へ繋がる主要路線につきましては通行証を所持、確認を要することなく立入りが可能となりました。特別通過交通路線につきましては、10ページをご確認ください。

一方、国道288号沿線には、有人ゲートや無人バリケードが新たに設置されることとなるため、帰還困難区域にて復旧・復興事業に携る事業者の皆様には、引続き公益目的での一時立入りに関する申請が必要となります。加えて特別通過交通路線(国道6号・国道288号・県道35号・県道256号)に設置されているバリケードを利用して立入る場合は「双葉町バリケード開閉依頼申請書」を提出いただくようになります。国道288号の特別通過交通制度の適用に合わせて、申請書の様式も変更しておりますので、立入り予定の事業者の皆様には、お手数ですが、新しい申請様式をご使用ください。

新規申請様式の主な変更点は以下のとおりとなります。

【主な変更点】（次ページ申請書記入例と合わせてお読みください。）

○申請書項目④ 双葉町への立入り経路

国道288号に特別通過交通制度が適用されたことに伴い、山田ゲート・前田坂下ゲートが撤去となり、郡山西原ゲート・山田富沢橋東ゲートが新設されました。

立入り用務時に通過するゲートのみを選択し、チェックを入れてください。

有人ゲートの設置箇所については1～2ページの「双葉町内立入り案内図」によりご確認ください。

また、無人バリケードから帰還困難区域への入域をされる事業者は、通行沿線バリケード名を選択していただき、別途「双葉町バリケード開閉依頼申請書」を提出いただくようになります。

その際は、通過バリケード番号等の確認をさせていただきますので、お手数ですが、住民生活課（0246-84-5206）まで、ご連絡ください。

※ 各ゲートの通過につきましては、工事や業務の内容を確認し、ゲート通過の必要性を判断しますので、工事請負契約書(写)や業務委託契約書(写)並びに工事箇所位置図等の提出をお願いします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

双葉町長

双葉町収受印及び受付番号

法人・組織名 双葉町いわき事務所 住民生活課

代表者氏名 双葉 太郎

担当者氏名 双葉 花子

〒 974-8212

住所 福島県いわき市東田町二丁目19-4

TEL/FAX 0246-84-5206 / 0246-84-5213

帰還困難区域への公益目的の一時立入りに関する申請書

私は、自らの責任において、帰還困難区域への一時立入りをしたいので、下記のとおり申請します。また、「帰還困難区域への公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ（注意事項）」を確認した上で立入りをを行います。

①立入り希望日 令和〇〇年〇〇月〇〇日(△)～令和〇〇年〇〇月〇〇日(△)

②立入り場所(住所等) 双葉町大字山田字堂/地内

③立入り目的・業務名 現地確認 ※業務委託を受けている場合は委託契約書の写しを添付

④双葉町への立入り経路(次の項目から選択して□へ√をつけてください。)

・通行ゲート名 ※注意※立入りの目的地に向かう際、通行が必要な箇所のみ□へ√をつけてください。

鴻草ゲート 郡山西原ゲート(新設) 高万東ゲート

東北レミコン東ゲート 山田富沢橋東ゲート(新設)

・各種バリアード ※別途、バリアード開閉依頼申請書の提出が必要となります。

立入規制緩和区域(拠点内)境 国道288号沿線 国道35号沿線 県道256号沿線

注) 通行可能ゲート及びバリアードの通行可能時間は9:00～17:00までとなります。

⑤スクリーニング場(次の候補から選択して□へ√をつけてください。)

No.	箇所名	所在地	受付時間	連絡先
<input type="checkbox"/> 1	津島活性化センタースクリーニング場	浪江町大字下津島字松木山22-1	9:00～18:00*1	080-8014-0721
<input type="checkbox"/> 2	加倉スクリーニング場	浪江町大字加倉字加倉前20-1	9:00～18:00*2	070-4573-8872
<input checked="" type="checkbox"/> 3	長塚越田スクリーニング場	双葉町大字長塚字越田1-38	9:00～18:00	080-8014-0697
<input type="checkbox"/> 4	中屋敷スクリーニング場	大熊町大字野上字小塚地内	9:00～18:00*1	070-4573-8871
<input type="checkbox"/> 5	大野スクリーニング場	大熊町大字下野上字大野98-1	9:00～18:00	070-4573-8870
<input type="checkbox"/> 6	高津戸スクリーニング場	富岡町大字上手岡字高津戸地内	9:00～18:00	070-4573-8869
<input type="checkbox"/> 7	毛管・波倉スクリーニング場	富岡町大字毛管字川原232-16	9:00～18:00*2	070-4573-8868
<input type="checkbox"/> 8	その他の方法でスクリーニング	実施方法:		

*1津島活性化センター、中屋敷SC場の冬期(12月1日～3月31日)の運営時間は、9:00～17:00となります。ご注意ください。

*2加倉、毛管、波倉SC場以外では、重機・特殊車両・大型車両のスクリーニング対応ができない場合がありますので、事前にお電話等でご確認ください。

双葉町確認	<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 不同意	令和 年 月 日
双葉町記入欄		双葉町 第 号

⑥立入者 ※注意事項16. 同意事項を確認の上、同意事項確認欄にチェックしてください。(立入者全員について記載してください。欄が不足する際は必要事項を記入した別紙としてください。)

No.	法人・組織名	氏名	緊急連絡先(携帯番号等)	同意事項確認
1	双葉町いわき事務所 住民生活課	双葉 太郎	090-〇〇〇〇-△△△△	<input checked="" type="checkbox"/>
2	双葉町いわき事務所 住民生活課	双葉 花子	090-〇〇△△〇-□□△△	<input checked="" type="checkbox"/>
3	〇△建設株式会社	福島 具太	090-□□△△-△〇〇△	<input checked="" type="checkbox"/>
4				<input type="checkbox"/>
5		立入りされる可能性がある方全員の法人組織名・氏名・緊急連絡先を記入してください		<input type="checkbox"/>
6				<input type="checkbox"/>
7				<input type="checkbox"/>
8				<input type="checkbox"/>
9				<input type="checkbox"/>
10				<input type="checkbox"/>

⑦立入車両 ※記載車両面以外は、ゲートを通過することができません。(欄が不足する際は別紙としてください。)

No.	車種	色	ナンバー
1	メーカー名 車両名	白	いわき 〇〇〇 あ △□△〇
2			
3			必要最小限の車両情報を記入してください
4			
5			

⑧搬出予定物品(具体的に記載してください。)

※食べ物、生き物、業務に関係のないもの、左記以外のものもスクリーニングの結果1万3千c.p.mを超えたものの持ち出しはご遠慮いただいております。(欄が不足する際は別紙としてください。)

物品等の種類	数量	物品等の種類	数量
なし			
搬出予定がある場合、搬出の有無に関わらず記入してください			

⑨放射線管理(立入りの際は、事業者責任において準備するGMカウンタ及び線量計を必ずお持ちください。)

※GMカウンタ及び線量計の確保方法について、それぞれ別紙に図を付けてください。「その他」に図を付ける場合は、具体的な確保方法を記載してください。

GMカウンタ	<input checked="" type="checkbox"/> 自分で準備 <input type="checkbox"/> その他()
線量計	<input checked="" type="checkbox"/> 自分で準備 <input type="checkbox"/> その他()

⑩その他 重機等の持ち込み機材や搬出予定車両がある場合は、別途任意様式をご準備ください。

双葉町民以外の方のお墓参りについて

双葉町内のお墓にお参りされる町外の方は、お墓参り専用通行証の申請が必要です。

◎申請手続き

下記の書類を、双葉町住民生活課へお持ち込みいただくか郵送またはFAXにて提出して下さい。

• 申請書の変更点

双葉町内お墓参り専用通行証申請書項目に「バリケード開閉依頼」が追加されました。右ページ「双葉町内墓地経路図」及び、1～2ページの「双葉町内立入り案内図」をご確認の上ご記入をお願いします。

立入規制の緩和区域が設定されたことにより、通行証の所持、確認を要さない墓地がありますので、右ページ「双葉町内墓地経路図」よりご確認ください。

• 提出書類

1. 双葉町内お墓参り専用通行申請書
2. 顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポートなど）の写し
3. 墓地の場所と経路を示した地図（赤ペン等で通行するルートを記入していただきます。右のページをご確認ください。）

※ 郵送期間を要しますので、立入りを希望する10日前までに申請書を提出してください。

◎お墓参り可能な時間及び通行ルートについて

お墓参り専用通行証が必要なお墓への立入り時間帯は9:00～16:00までとなっております。なお、お墓参り専用通行証となっておりますので、帰還困難区域内での寄り道等をご遠慮くださいますようお願いいたします。

◎お墓参り当日お持ちいただくもの

- 双葉町内お墓参り専用通行証
- 立入者名簿（提出頂いた申請書のコピーをお返しします。）
- 立入者全員の身分証明書

◎注意事項

上記内容及び、有人ゲート・無人バリケード開閉スタッフ等の指示に従ってお墓参りをしてください。

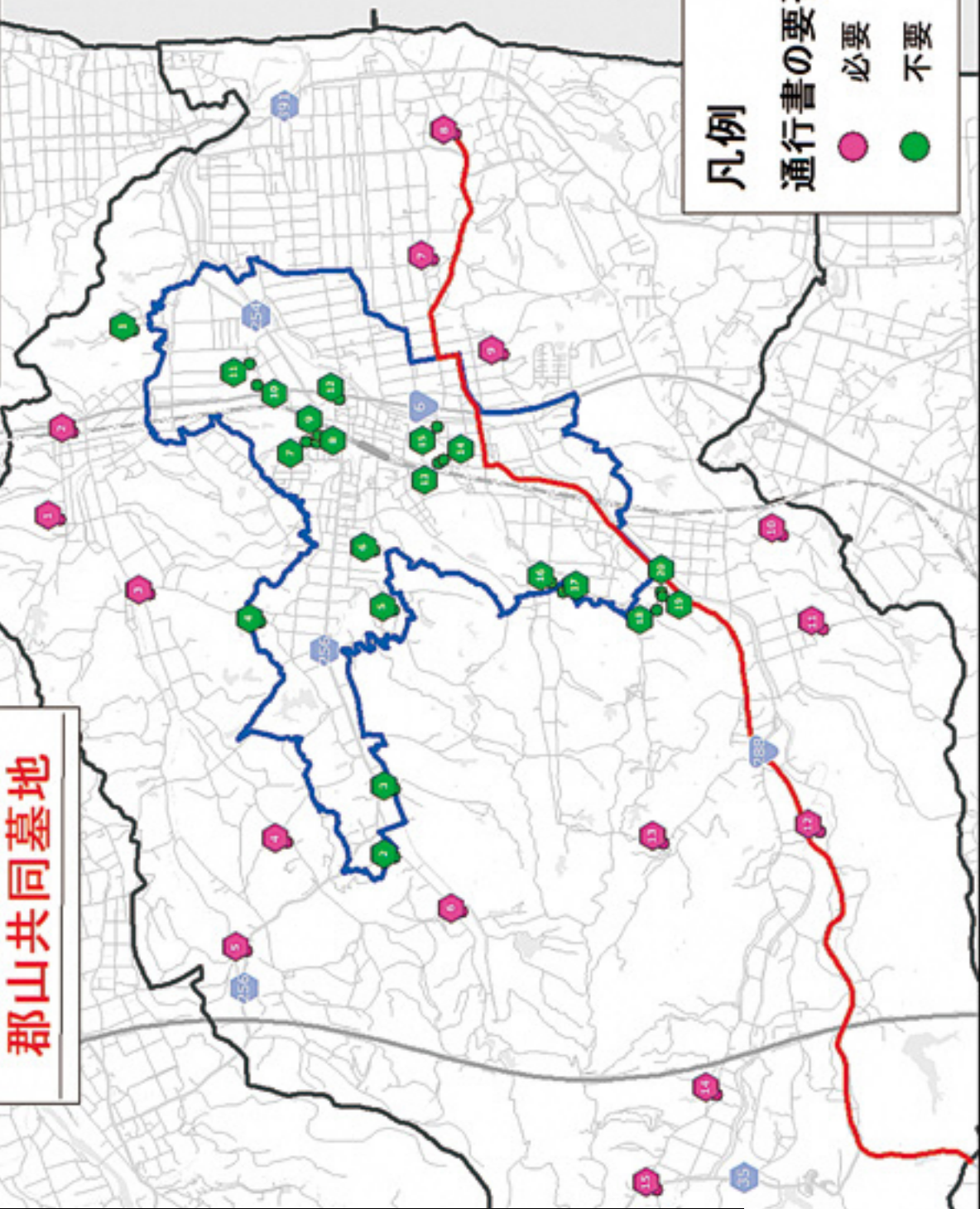
通行確認ゲートで上記書類の確認がありますので忘れずお持ちください。お忘れになった場合はお墓参りができなくなります。

お墓参りの際には、線香をあげる場合は必ず消火した事を確認し、供物・供花等は墓地荒れの原因となる野生動物の餌となってしまうため必ず持ち帰りください。

双葉町内墓地経路図	
No.	申請が必要な墓地一覧 備考
1	鴻草共同墓地
2	鴻草墓地
3	沢川共同墓地
4	松倉共同墓地
5	唐沢共同墓地
6	上羽鳥沢入共同墓地
7	郡山鍛冶内墓地
8	郡山共同墓地
9	下条共同墓地
10	山田上の合墓地
11	山田小豆迫墓地
12	山田川縁墓地
13	松迫共同墓地
14	石熊下八房平共同墓地
15	石熊南入房平共同墓地
申請が不要な墓地一覧	
No.	
1	中田共同墓地
2	上羽鳥共同墓地
3	上羽鳥反町墓地
4	羽鳥共同墓地
5	下羽鳥共同墓地
6	下羽鳥菅町墓地
7	双葉町越田霊園
8	長塚越田共同墓地
9	自性院長塚霊園
10	下長塚共同墓地
11	双葉町寺内前墓地霊園
12	長塚町真共同墓地
13	自性院墓地
14	新山共同墓地
15	光善寺墓地
16	目迫共同墓地
17	目迫長迫墓地
18	水沢共同墓地
19	前田町内墓地
20	自性院前田霊園

立ち入り霊園・墓地の名称
(墓地一覧をご参照ください。)
郡山共同墓地

立ち入り先のお墓と経路を
朱書きで示してください。



凡例
通行書の要否
● 必要
● 不要

①最短ルートを指定してください。事務手続きの際、役場で修正する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

双葉町内お墓参り専用通行申請書

(双葉町民以外の方のお墓参り専用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

双葉町長

〇お申込みされる方の情報 (顔写真付きの身分証明書の写しを添付願います。)

お名前 例 郡山 支郎

送付先

住所 干 例 963-8024 福島県郡山市朝日一丁目20番2号

双葉町内

墓地名 例 郡山共同墓地 (個人墓地の場合は所在地を記入してください)

〇通行有人ゲート (通過ゲートの口に✓を付けてください)

鴻草ゲート

郡山西原ゲート

高万迫東ゲート

東北レミコン東ゲート

山田雷沢橋東ゲート

〇バリエード開閉依頼 あり なし (□に✓を付けてください)

バリエード番号 拠点内No. 30 拠点内No. 37 国道288号No. 46 国道288号No. 61

県道35号No. 23 県道256号No. 18

入域時刻

退域時刻

※ご注意ください

墓地名は、別紙の双葉町内墓地経路図をご確認のうえ、ご記入ください。あわせて墓地までの経路図を作成して添付してください。経路図の作成が困難な場合は双葉町 住民生活課にて指定ルートを作成します。

なお、お墓参り専用通行証では通行ルートを外れての通行はできません。

双葉町内では、警察等による防犯巡回を強化中です。また、双葉町内にて通行証や身分証明書の提示を求められる場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、防犯の観点から立入り日が単日の申請となります。

〇希望される立入り日

令和〇〇年〇月〇〇日(□)

帰還困難区域等への入域可能時間は9:00 ~ 16:00となります。

メーカー：メーカー名 車名：車名 色：黒

車両ナンバー 双葉500あ1234

〇お墓参りされる方 (同乗者全員分のお名前等を記入してください。)

お名前	生年月日	携帯電話番号	線量
例 郡山 支郎	S20.3.3	090-0000-1234	μSv
例 郡山 花子	S21.7.7	090-0001-5555	μSv
※お墓参りをする可能性のある方全員のお名前、生年月日、携帯電話番号をご記入ください。			
			μSv
			μSv
			μSv
			μSv

〇防護装備等の受け取りとスクリーニングについて

次の6つの中継基地等で防護装備の受け取りとスクリーニングを受けていただきます。双葉町内に立入る前と立入り終了後に必ずスクリーニング場へお立ち寄りください。

チェック欄に行きと帰りにご利用されるスクリーニング場にそれぞれチェックを入れてください。

個人積算線量計をお持ちでない方は受付スクリーニング場にて貸出しいたします。

スクリーニング場名

スクリーニング場名	行き	帰り
① 加倉スクリーニング場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 長塚越田スクリーニング場	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 中屋敷スクリーニング場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 大野スクリーニング場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 高津戸スクリーニング場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 毛董・波倉スクリーニング場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

個人積算線量計をお持ちでしょうか？ はい いいえ

個人積算線量計をお持ちの方は、ご自身の線量管理にご協力をお願いいたします。上記名簿の線量欄に立ち入り終了後の個人積算線量計の値を記入し、線量管理にお役立てください。

※通信欄 (必要に応じて役場で記入します。)

連絡先一覧

双葉町役場

いわき事務所住民生活課

〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目19-4

TEL：0246-84-5206 FAX：0246-84-5213

郡山支所 〒963-8024 福島県郡山市朝日1丁目20番2号

TEL：024-973-8090

埼玉支所 〒347-0105 埼玉県加須市騎西36番地1

加須市騎西総合支所内 TEL：048-053-7780

コミュニティセンター連絡所

開所時間：9:00～16:00

TEL：0240-23-0051 FAX：0240-23-0052

一時立入り受付コールセンター

TEL：0120-220-788 (フリーダイヤル)

平日：8:00～20:00 土日・祝日：8:00～17:00

双葉警察署

事件・事故 緊急時連絡先：110

双葉警察署 0240-22-2121

双葉警察署 浪江分庁舎 0240-34-2141

双葉広域消防

火事・救急 緊急時連絡先：119

双葉地方広域市町村圏組合消防本部 0240-25-8523

富岡消防署 0240-22-2119

富岡消防署 檜葉分署 0240-25-2119

富岡消防署 川内出張所 0240-38-2119

浪江消防署 0240-34-4111

浪江消防署 葛尾出張所 0240-29-2119

双葉町への立入りのしおり
(第9版)

発行年月：令和2年12月

双葉町 住民生活課

〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19-4
電話:0246-84-5206 FAX:0246-84-5213